

家具転倒防止等対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地震発生時に自ら居住する住宅（以下「自宅」という。）の家具転倒等を防止するための対策（以下「家具転倒防止等対策」という。）を講じる者に対し、家具転倒防止等対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、揺れによる被害を防止することを目的とする。

(補助要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本町に居住し、町内に住所を有すること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自宅の家具を固定するための器具、ガラス飛散フィルム等の購入費及び設置費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の購入費及び設置費用の4分の3以内の額とし、1万5,000円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止等対策補助金申請書兼請求書（別記様式）に領収書等の必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消すときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。